

戸田市告示第314号

戸田市随意契約（オープンカウンタ）告示

戸田市立学校交通指導業務委託について、下記のとおり随意契約（オープンカウンタ）（以下「見積合せ」という。）を行うので、告示する。

令和8年7月16日

戸田市長 菅 原文 仁

記

1 見積合わせ対象業務委託

- (1) 業務委託名 **戸田市立学校交通指導業務委託**
- (2) 委託場所 戸田市地内
- (3) 設計額 **金294,178,500円**(消費税及び地方消費税含む)
- (4) 予定価格 **金294,178,500円**(消費税及び地方消費税含む)
- (5) 委託期間 **令和8年10月1日から令和11年9月30日まで**
- (6) 業務内容 **仕様書のとおり**

2 見積合わせ手続等の方法

- (1) この業務委託は、資料の提出、届出及び見積合わせを埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う業務委託である。システムにより参加する者（以下「電子見積参加者」という。）については、この告示に定める以外は「戸田市物品購入等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）」による。
- (2) この業務委託の見積合わせに参加する者で紙見積方式を希望する者（以下「紙見積参加希望者」という。）については、紙見積方式参加申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- (3) この業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な見積（見積合せの時点で有効と推測された見積を含む。）をした者を受注候補者とする。

3 紙見積方式参加申請

- (1) 紙見積参加希望者は、紙見積方式参加申請書を事前にe-mail等により提出しなければならない。なお、紙見積方式参加申請書は、入札情報公開システムから取得すること。

ア 提出先 戸田市総務部管財入札課入札担当

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

イ 受付期間 **令和8年8月5日（水） 午後2時15分まで**

※ 紙見積方式参加申請書の記名については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。（以下、提出する書類の記名については同じ。）

(2) 紙見積方式参加申請書を提出した紙見積参加希望者に対しては、紙見積方式による参加の可否について、e-mail等にて通知することとする。

※ 紙見積による参加が承認された者（以下「紙見積参加者」という。）に対しては、システムから通知される通知書（保留通知書、受注者決定通知書、再見積通知書、見積中止通知書、取止め通知書等）が一切通知されないのので、必要に応じて、この告示文の末尾に記載の問い合わせ先に適宜電話等にて確認をすること。

4 見積執行の日時等

見積書はシステムにより提出すること。ただし、紙見積参加者は、見積書を入札情報公開システムから取得し、(2)に記載の方法で提出すること。

(1) 電子見積参加者の見積書のシステムへの提出期間

令和8年7月29日（水） 午前8時30分から

令和8年8月 5日（水） 午後2時15分まで

見積書提出締切時間を過ぎて、見積書が未到着の場合、辞退したものとみなす。

(2) 紙見積参加者の見積書の提出方法及び提出期間

提出方法 **郵便（普通郵便可）又は持参**により提出すること。

提出期間 (1)の提出期間に同じ（必着）

※上記以外の方法により提出された見積書は**無効**とする。

(3) 見積合わせ日時

令和8年8月 5日（水） 午後2時20分

5 見積合わせに関する注意事項

(1) 見積書に入力する金額

受注決定に当たっては、見積書に入力（記載）された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって受注価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を見積書に入力（記載）すること。**なお、記載する金額は契約期間全期間の金額とする。**

(2) 見積書に入力（記載）された金額に相当する内訳書を、電子見積参加者については、システムにより見積書と一緒に指定された期日までに提出すること。紙見積参加者については、指定された日時に見積書と一緒に提出すること。また、電子見積参加者が内訳書をシステムで提出しない場合、紙見積参加者が内訳書を提

出し忘れた場合、又は受注候補者が提出した内訳書について見積合せ執行後に確認した結果、当該内訳書に提出者名の誤記や見積金額と内訳書の総額の相違等の不備があった場合は、原則としてその見積を無効とする。

(3) 見積合わせの回数

記1の(3)において設計額が事前に公表されている場合は、1回とする。

記1の(3)において設計額が事前に公表されていない場合は、再度見積合わせは2回までとする。ただし、各回の再度見積合わせの状況により、それ以降の再度見積合わせを執行しない場合がある。また、初度見積合わせに参加しない者は、再度見積合わせに参加することができないものとし、再度見積合わせに参加しない者は、それ以降の再度見積合わせに参加することができないものとする。

(4) 見積合わせの辞退

電子見積参加者についてはシステムにより、紙見積参加者についてはe-mail等により、辞退届を見積書の提出前に提出することで、それぞれ見積を辞退することができる。なお、辞退届は、入札情報公開システムから取得すること。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

見積合わせに当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

6 見積の無効

次のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 設計額の**110分の100**に相当する金額を超える金額の見積。ただし、設計額が事前に公表されている場合に限る。
- (2) 談合その他不正行為があったと認められる見積
- (3) 虚偽の提出書類を提出した者がした見積
- (4) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人に成りすました者がした見積
- (5) その他告示に示す事項に反した者がした見積

7 見積合わせに参加できる者の形態

単体企業とする。

8 見積合わせに参加する者に必要な資格

この見積合わせに参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この業務委託の告示日において、**令和7・8年度**の戸田市物品購入等見積参加資格者名簿に、次に掲げるすべての業種で登載されている者であること。

ア 管理業務（人間警備）

- (3) この業務委託の告示日において、**戸田市内**に(2)に記載の業種で登載されている**本店**を有する者、又は**戸田市内**に(2)に記載の業種で登載されている**支店・営業所**を有し、かつ契約締結等の権限を有する者であること。
- (4) この業務委託の告示日から受注決定までの期間に、戸田市の契約に係る見積参加

停止等の措置要綱の規定に基づく見積参加停止措置を受けていない者であること。

- (5) 次に掲げる**ア又はイの免許等**を有していること。

ア 警備業（埼玉県公安委員会の認定）

イ 警備業（埼玉県公安委員会以外の認定）及び埼玉県公安委員会への営業所設置等届出

- (6) この業務委託の告示日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

9 受注者の決定方法

- (1) 受注候補者があるときは、受注候補者の見積参加資格の確認を実施するため、受注決定を保留し、受注候補者となった者に対しては、e-mail等によりその旨を連絡する。
- (2) 受注候補者決定後、当該受注候補者について見積参加資格の確認を実施し、見積参加資格を満たしているときは、その者を受注者として決定し、他の見積参加者の見積参加資格の確認は実施しない。
- (3) 受注候補者が見積参加資格を満たしていないときは、その者の見積を無効又は失格とし、最低価格の次に低い価格を提示した受注候補者について見積参加資格の確認を実施する。また、次の受注候補者についてもその見積が無効又は失格となったときは、見積価格の低い順に受注候補者について順次審査を行い、受注者を決定できるまで見積参加資格の確認を実施する。
- (4) 同額の見積を行った見積参加者が2者いる場合は、電子くじにより受注候補者を決定する。なお、同額の見積を行った見積参加者が3者以上の場合は、電子くじにより受注候補者を決定し、当該受注候補者の見積参加資格の確認の結果が、見積参加資格を満たしていない場合に限り、次の受注候補者を決定するため、後日指定する方法でくじを引くこととする。
- (5) 見積合わせ日時から受注決定までの間に、受注候補者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、当該受注候補者のした見積は失格とし、次に見積価格が低い者を新たな受注候補者とする。

10 受注候補者の見積参加資格の確認

(1) 提出書類

受注候補者は、記8に記載の見積参加資格の有無を確認するため、競争見積合わせ参加資格等確認申請書（書式については、入札情報公開システムから取得すること。）に下記の書類を添えて提出すること。

ア 競争見積合わせ参加資格等確認資料

書式については、入札情報公開システムから取得すること。

イ 警備業（埼玉県公安委員会）の認定又は警備業（埼玉県以外の公安委員会）

の認定及び埼玉県公安委員会への営業所設置等届出の写し

(2) 提出方法

ア 提出先

記 2 2 に記載するあて先にe-mailにより提出すること。

イ 提出期間

令和 8 年 8 月 6 日（木） 午前 8 時 3 0 分から

令和 8 年 8 月 7 日（金） 午後 4 時まで

提出期間を過ぎた場合は、原則として申請を受理しないので、余裕をもって提出すること。なお、受注候補者が上記の提出期間に(1)の提出書類を提出しないとき又は見積参加資格の審査のために戸田市が行う指示に従わないときは、原則として当該受注候補者は失格とする。また、不足書類を指摘された場合の再提出期限も上記の取扱いと同様とする。

ウ 受注候補者が当該要件を満たしているか否かの確認を行い、結果をイの提出期間の終期の日から 2 日以内（閉庁日は除く。）に連絡する。

エ 受注候補者は、見積参加資格の要件を満たさないとされたことに不服があるときには、結果の通知があった日から 7 日以内（閉庁日は除く。）に、その理由について書面にて、戸田市総務部管財入札課へ説明を求めることができる。

1 1 現場説明会

開催しない。

1 2 仕様書等

仕様書等は、入札情報公開システムから取得すること。

1 3 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質疑応答書を入札情報公開システムから取得し、内容を簡潔にまとめて記載し、下記(2)のあて先にe-mailにより提出すること。なお、システム、電話、口頭等による質問は受け付けない。

(2) 提 出 先

戸田市総務部管財入札課入札担当

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

(3) 受付期間

告示日から

令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 正午まで

(4) 質問に対する回答

(3)の期限の 2 営業日後までに入札情報公開システムにて公表する。

1 4 最低制限価格

設定しない。

1 5 入札保証金

規則第5条第3項第3号の規定により免除する。

1 6 契約保証金の率及び納付等

- (1) 受注者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が1件500万円に満たない場合は、規則第28条第3項第4号及び戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領（以下「要領」という。）第6条第4項の規定により免除することができる。
- (2) 契約保証金の納付及び保証金に代える担保の提供並びに免除は、規則及び要領の定めるところによる。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1 7 支払条件

- (1) 前金払
しない。
- (2) 部分払
する。（月額払い）

1 8 長期継続契約の特約条項付記

この業務委託は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この業務委託の契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削減があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。ただし、このことにより、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は両者協議して定めるものとする。

1 9 損害賠償の予約条項付記

- (1) この業務委託の契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、戸田市業務委託契約約款に定める額を請求することができる。ただし、市に生じた損害額が前記の額を超えるとときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。業務委託完了後も同様とする。
- (2) この業務委託の契約締結後、この契約に関し、受注者の責に帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、所定の割合で計算した損害金の支払いを契約者に請求することができる。

2 0 その他

- (1) 提出された各資料は、返却しない。
- (2) 受注者は、この業務委託の履行に当たっては、関連法令等を遵守し、適正に人

員を配置すること。

- (3) 見積参加者は見積後、この告示、仕様書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) この見積に際し、談合その他不正行為により見積を公正に執行することができないと認められるとき又はこの告示、仕様書等、現場等に重大な変更若しくは不適合があることが判明した場合は、見積の執行を延期すること又はとりやめることがある。

2 1 契約条項等の閲覧

規則、戸田市業務委託契約約款等は、戸田市総務部管財入札課において閲覧できる。

2 2 問い合わせ

戸田市総務部管財入札課入札担当

電 話 048-291-8246 (直通)

FAX 048-432-8521

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/173/>